

2006.9 第38号

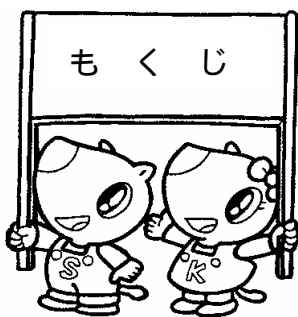
# さいきょうベンチャーレポート



P6 セミナーの様子

「クロスネットワーク」代表

片山民夫 氏



2. 「コンプライアンスの重要性」
3. 起業家育成カレッジ参加者募集
4. 情報コーナー
5. 井上弁理士の知財小話
6. コラム：IM日記
7. 周南ベンチャーマーケット案内

**SAIKYO**

「さいきょうベンチャーレポート」は、株式会社エス・ケイ・ベンチャーズが毎月お届けするベンチャー企業情報誌です。



## コンプライアンスの重要性

西京銀行頭取 渡邊 孝夫

最近、新聞を見るとコンプライアンス違反の記事が目につく。自動車メーカー、電器メーカー、食料品メーカー、金融機関、生損保等の業務改善命令が多く発出されている。

これらの事件は対応の拙さによっては企業の存在をも危うくさせる。当行も5月26日に不祥事件未届け等により業務改善命令を受けた。長い間、培ってきた信用を失い、多くの人々の心を傷つけ、ご迷惑をかけた。この信用回復、行員のモチベーションアップには相当のパワーと時間が必要である。

先日、お客様訪問で某社の会長（81歳）が「自分は真面目に一生懸命に仕事する事を父親から習って来た。こうすると自然と運が付いてきた」と話された言葉が心に残っている。

まさにこの「真面目」がコンプライアンス遵守に繋がるのではないかと思う。真面目さが無くなると、いくら一生懸命に仕事しても、いつか不運が迷い込んでくる可能性があるのではないだろうか。

当業界も6月に金融商品取引法が公布され、来年後半から施行される。「貯蓄から投資」というフレーズのもと、消費者保護の立場からインフラ整備される。金融商品の販売にはコンプライアンス違反が無いように今以上の注意が求められており、この周知徹底が当面の大きな課題である。

コンプライアンス徹底の一策として、「報告」「連絡」「相談」を大事にするように指導している。何事も隠さず（真面目に）、早く報告・相談する事そして、上司は相談し易い雰囲気をつくる事。それがシンプルだが違反防止に繋がると思う。経営トップは大きな権限を持つ、反面大きなリスクも抱えている事を認識しておかないと、何時か自分に火の粉が降りかかることになると自分自身にいい聞かせている。

参加者募集

# ★起業家養成カレッジ★

主催：(財)やまぐち産業振興財団  
協賛：山口銀行、西京銀行  
運営：NPO法人山口県アテイブ'シア協会

将来の成長企業を目指す起業家を対象に、経営知識を習得し、  
実践的なビジネスプランを構築するセミナーを開催します。

対象者	山口県内で新たな製品を開発して新分野への展開を図るなど、製造業の分野で成長企業を目指す方 ・概ね1年以内に起業を具体的に計画している方 ・創業から概ね5年以内の起業家 ・第二創業で新分野へ進出した経営者、または計画中の経営者
会場	山口セミナーパーク(H18.9/30、10/21・22、11/18、12/2、12/8、H19.1/13、2/3) 周南市市民交流センター(予定)(H18.12/16) 山口グランドホテル(H19.2/23)
募集人員	10名程度(応募多数の場合は書類審査で選考)
カリキュラムの特徴	充実した講師陣による個別指導で、実践的なビジネスプランの策定を支援します。 * 成果発表会では優秀なプランに対して表彰があります。 また副賞として、 <b>最高50万円</b> の賞金が授与されます。
受講後のフォロー	・中小企業支援センターのマネージャーによる創業や事業活動の相談・支援をいたします。 ・ご自身が不十分とする点について、来年度の起業家養成カレッジにて、講師による個別指導を実施します。
受講料	2万円
申込方法	受講申込書を郵便又はFAX・E-mailで下記申込先までお送り下さい
申込み期限	平成18年9月8日(金)

申込・問合せ先

(財)やまぐち産業振興財団 事業活動支援部  
〒753-0079 山口市熊野町1-10 NPYビル10F  
TEL: 083-922-9926 FAX: 083-921-2013



[jigyo@joho-yamaguchi.or.jp](mailto:jigyo@joho-yamaguchi.or.jp)


詳細はこちらのHPをご覧ください⇒

<http://www.joho-yamaguchi.or.jp>



# 知的財産権制度説明会「初心者向け」のご案内

知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）についてこれから学びたい方や、新たに企業の知財部門等に配属された初心者レベルの方を対象にした、知的財産権に関する『初心者向け』を次のとおり開催いたします。参加費は無料で、制度全般をわかりやすく紹介した入門テキストを配布いたします。是非この機会にご参加くださいますようお願いいたします。

主 催 特許庁・中国経済産業局  
出展対象 以下の商品を出展する中四国の企業等  
地域ブランド食品、健康・快適商品、エコ商品  
開 催 日 平成18年9月14日（木） 13:30～17:00  
会 場 山口グランドホテル  
(山口市小郡黄金町1-1)  
申込受付 平成18年9月20日（水）まで  
問い合わせ先 (社)発明協会山口県支部  
〒753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル 10F  
TEL 083-922-9927 FAX 083-921-2013  
 [hatumei@joho-yamaguchi.or.jp](mailto:hatumei@joho-yamaguchi.or.jp)

## THE ROBOT AWARD 2006 「今年のロボット」大賞2006

今年活躍したロボットを表彰します。

「今年のロボット」大賞は、世界をリードする新産業創造に向けて、ロボット技術の革新や需要の喚起を目的として、産業・公共・生活分野において、今年活躍した、将来の市場創出への貢献度、期待度が高いロボットを称える表彰制度です。

募集期間

8月21日[月]～

9月29日[金]

経済産業省では、我が国のロボット技術の革新と用途拡大及び需要喚起を目的として、その年に活躍した将来の市場創出への貢献度や期待度が高いロボットを称える表彰制度（「今年のロボット」大賞）を創設し、募集を開始しました。

対象 過去1年間(平成17年9月1日～平成18年8月31日)に  
日本国内で活躍したと思われるすべてのロボットのうち、以下の4部門に属するロボット(一部部品も可)  
サービスロボット部門 産業用ロボット部門  
公共・フロンティアロボット部門 中小企業・ベンチャー部門  
主催 経済産業省、(社)日本機械工業連合会、(独)中小企業基盤整備機構、(株)日本経済新聞社

問い合わせ先 「今年のロボット」大賞事務局(担当 小山田、細谷)

〒106-0045 東京都港区麻布十番3-2-7 リゾーム麻布十番401

TEL 03-5439-4160  [info@robotaward.jp](mailto:info@robotaward.jp)

詳細HP <http://www.robotaward.jp/>

## 弁理士：井上浩の知財小話



### < ミッキーマウスを守る権利 >

あつという間の夏休みはいかがでした？皆さんの中には東京ディズニーランドでクタクタになった方もいらっしゃるかも知れません。ディズニーランドの楽しみの一つにおみやげ選びがありますが、園内のショップには本当にたくさんのグッズやお菓子が積まれています。そのほぼ全部にディズニーのキャラクターが描かれています。今日は、このようなキャラクターの保護についてお話しします。

まず、「ミッキーマウス」や「くまのプーさん」は、著作権で保護されます。アメリカでは、ウォルト・ディズニー社が熱心なロビー活動を行ったと噂され、著作権法の改正により団体名義の著作物の保護期間が公表後70年から95年まで延びました。アメリカの著作権法が「ミッキーマウス保護法」と揶揄されるゆえんです。今後も引き続き延長されるかもしれませんが、いつか著作権は消滅することになるでしょう。そうすれば、自由にミッキーマウスを使って商売ができるのでしょうか？

それがなかなか難しいようです。その理由の1つが商標権です。ミッキーマウスの名前やそのキャラクターをそのまま商標として登録すれば、名前やキャラクターの絵に商標権が発生しますので、例えば文具メーカーがミッキーマウスの絵をそのままノートに印刷して販売すると、商標権に抵触する可能性があります。しかも、商標権は更新をすれば永久に権利が存続することになりますので、いつまで待っても抵触を逃れることはできないのです。

ところで、皆さんディズニー社が日本で取得した一番最初の商標は何かご存知ですか？それは、ミッキーマウスの絵に"MICKEY MOUSE"と書かれた商標（登録番号226416号）でした。なんと昭和6年7月1日に登録されています。興味のある方は、是非特許電子図書館（IPDL）（<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>）で調べてみてください。

日頃、子供たちに笑顔と夢を与えてくれるキャラクターにも、様々な権利が絡んでいますので、くれぐれもご注意を...

**（維新国際特許事務所）**

〒753-0077 山口市熊野町 1-10 NPY ビル 8F  
TEL:083-901-2233 FAX:083-901-2266

21世紀の  
エジソンを  
山口から

<http://www.iipi.jp>

## ～ サポートコーナーセミナー開催～

先日、SKV が運営しているサポートコーナーで事業計画書を作ってみようというセミナーを開催した。

何処のインキュベーションでも入居者向けセミナーは行っているものだが、これは周南市近郊の皆様方にも広報や地元紙で案内する事により広く参加を呼びかけているものだ。

当日も2名の一般方のご参加をいただきうれしかった。

講師にお招きしたのは、山口県中小企業診断士協会の事務局長も務めておられる「クロスネットワーク」代表の片山民夫氏。

まず、事業計画の出発点は夢を抱く事。

そのかけがえのない夢を現実化するために事業計画をつくるべしと諭された。

事業計画は手順を示す役割もあり、過去に偶然の重なりで成功できた時代もあったが現在はそんな時代ではない。事業計画を作れば、確信を持って事業活動に専念できるし、何よりも資金提供者等利害関係者に理解と協力が得られる。

小規模企業ほど事業計画を作らない傾向があるが、実は大きくなる為に事業計画が必要な訳だ。

作成に当たっては難しく考えず、

- (1)夢 (2)ビジョン (3)ビジネスモデル (4)市場規模やマーケティング戦略
- (5)競合について (6)実行可能性 (7)資金の調達と用途等ポイント

を事前に考えておくと締りが良いそうだ。

又、事業は常に市場にあるので環境の変化に応じて修正してゆくことが必要であるけれども、当初作成した計画を核として部分的に時系列で修正してゆくとそれもスムーズに行く。

ある TV 番組で著名な方が言っておられた、富士山の頂上に偶然登った人はいない～富士山の頂上くらいになると、まず登ろうという意志、それなりの準備、そして実行がなければ登れるはずがないということである。事業計画書もこれと似たような所があるのではないだろうか。

SKV の運営するサポートコーナーでは、過去に個人情報保護法、事業者の為のデザイン、自分の生きがいフロー表作成、これからの年金制度等のセミナーを開催してきました。

今後も、入居されている方、周南市近郊の方を中心に、タイムリーなテーマで続けてゆく所存ですのでご参加の程よろしく申し上げます。

ビジネスサポートコーナーでは、独創的なアイデア又は技術を基に新しい製品やサービスを生み出そうとしている事業意欲旺盛な方々を対象に、事業の開始から自立化まで低廉な料金で利用できるインキュベート施設を周南市市民交流センター(徳山駅ビル)内に開設しています。お近くに来られた際には是非お立ち寄りください。

<周南市市民交流センター ビジネスサポートコーナー>

〒745-0034 山口県周南市御幸通り2丁目28番地

TEL: 0834-33-7703 FAX: 0834-31-3622 E-Mail: [t-bsc@m2.ccsnet.ne.jp](mailto:t-bsc@m2.ccsnet.ne.jp)

# 第13回

## 周南ベンチャーマーケットのご案内

開催日 平成18年10月12日(木)

企業ブース常設展示会/商談会	11:00~17:00
講演・プレゼンテーション	13:35~16:50
交流会	17:00~18:00



### 【基調講演講師紹介】

徳山大学 学長 杉光英俊氏(理学博士)

#### プロフィール

昭和16年佐賀県生まれ。東京理科大学化学科卒業。上智大学理工学部助教授を経て、平成3年徳山大学経済学部教授、平成13年4月学長に就任。専攻は、環境科学。主な著書に「オゾンの基礎と応用」などがある。

### 入場料無料

交流会のみ別途費用がかかります。

<http://www.shunan-vm.gr.jp/>

周南ベンチャーマーケット協会でご検索してください。

周南ベンチャーマーケット協会では、起業を目指す個人、新規事業展開を図るベンチャー企業のビジネスモデルのプレゼンテーションの場を提供し、投資家等のビジネスパートナーとの出会いをプロデュースします。

会場 ザ・グラマシー 山口県周南市桜馬場通3-16

### 主催 周南ベンチャーマーケット協会

お問合せ先

(事務局) 株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ

〒745-0015 山口県周南市平和通1丁目11-2

TEL 0834-33-2661

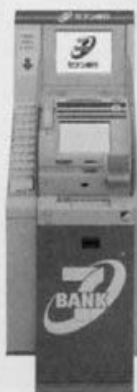
FAX 0834-33-2662

Eメール info@shunan-vm.gr.jp



SAIKYO 西京銀行

セブン銀行ATMでの利用時間がのびてさらに便利に!



お預入れ  
お引き出し  
ご利用時間

ほぼ **24** 時間

◇休止時間

毎日【出金・照会】23:50~0:20(30分間)  
【入金】23:00~0:20(80分間)  
毎月①第1日曜日 23:50~5:00  
②第3日曜日 23:50~7:00

平日日中  
手数料

**0**円

(8:45~18:00)

※上記以外の時間帯には、ご利用手数料がかかります。※残高照会は無料です。

※1日あたりのお引出し限度額は200万円までとなります。  
※1回あたりのお引出し限度額は50万円(紙幣枚数50枚)までとなります。



西京銀行のキャッシュカードは、お近くのセブン・イレブンでご利用いただけます。

## —お知らせ—

編集部では、「さいきょうベンチャーリポート」に掲載させて頂ける企業を募集しています。

「取材に来て欲しい!」

「自分の会社も載せたい!」

「この商品をアピールしたい!」

と思われましたら、ぜひ編集部までご連絡下さい。

たくさんのご応募お待ちしております♪

また、記事へのご意見、ご感想もお寄せ下さいませ。

私たちはこれからも、より良い紙面作りを目指していきます。



掲載企業へのお問い合わせも株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ  
にお気軽にご連絡下さい。

「さいきょうベンチャーリポート」第38号

平成18年9月1日発行

発行元: 株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ

〒745-0015 周南市平和通1丁目11の2

TEL0834-33-2661 FAX0834-33-2662

毎月1日発行